

各国の財政調整制度

引用文献等

記号	文 献 等
*1	道州制における地方税財政制度のあり方に関する研究会(2008)『道州制における地方税財政制度のあり方に関する研究会報告書』財団法人自治総合センター。
*2	厚生労働省(2011)「国保財政の現状」『平成23年度国民健康助成費の概要』(同省HP資料)(http://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/topics/dl/110221-01_43.pdf) (2012年1月17日最終アクセス)。
*3	財団法人自治体国際化協会編(2008)『韓国の地方自治』。
*4	井上博夫(2007)「韓国政府間財政関係と盧武鉉政権下の地方財政改革」『岩手大学人文社会科学部紀要(アルテス リベラレス)』第81号。 (※なお、ここで言う「分権交付税」とは、国庫支出金149事業を整理して2005年に新設されたもの。ただし、使途に関しては事業が例示されており、例示された事業外には使用できないとされる。また、不交付団体はなくソウル特別市にも交付されているため、交付税というよりもブロック補助金に近いとされている。以上、上掲論文p.124。)
*5	財務総合政策研究所研究部(2009)『財政調整制度と地方自治体の財政規律に関する国際比較』(http://www.mof.go.jp/pri/research/discussion_paper/ron197.pdf) (2012年1月18日最終アクセス)。
*6	財政制度等審議会財政制度分科会(2007)「各国の財政調整制度 II フランス」(第2部第2章)『海外調査報告書(平成19年6月)』(http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/report/) (2012年1月17日最終アクセス)。
*7	飯野靖四(2004)「スウェーデンの地方財政」『地方分権時代にふさわしい地方税制のあり方に関する調査研究報告書—諸外国の地方税制との比較を中心に—』(財)自治総合センター。 (http://nippon.zaidan.info/seikabutsu/2003/00843/contents/0001.htm#001) (2012年1月18日最終アクセス)。
*8	財団法人自治体国際化協会(2005)『オランダの地方自治』。
*9	財団法人自治体国際化協会(2011)『英国の地方自治(概要版)—2011年改訂版—』。
*10	Bundesministeriums der Justiz(ドイツ法務省)(2010): <i>Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland</i> (ドイツ連邦共和国基本法)(http://www.gesetze-im-internet.de/gg/index.html) (2010年7月21日改正。2012年1月17日最終アクセス)。
*11	武田公子(2007)「ハルツIV改革とドイツ型財政連邦主義の行方」『金沢大学経済学部論集』第27巻第2号。
*12	Deutscher Städtetag(2011): “Gemeindefinanzbericht 2011” in <i>Der städtetag 5/2011</i> . (http://www.staedtetag.de/10/veroeffentlichungen/der_staedtetag/artikel/02187/index.html) (2012年1月19日最終アクセス)。
*13	内閣府政策統括官室(経済財政分析担当)(2010)「第3節 アメリカの経済: 財政政策及び金融政策の動向」『世界経済の潮流 財政再建の成功と失敗: 過去の教訓と未来への展望』(http://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sa10-02/index.html) (2012年1月18日最終アクセス)。
*14	小泉和重(2006)「アメリカにおける財政調整制度について」『平成17年度 比較地地方自治研究会報告書』財団法人自治体国際化協会。
*15	財務省財務総合政策研究所(2002)「第6章 カナダの地方財政システム」『地方財政システムの国際比較』(http://www.mof.go.jp/pri/research/conference/zk058.htm) (2012年1月17日最終アクセス)。
*16	世利洋介(2001)「現代スイス財政連邦主義」(久留米大学経済叢書8)九州大学出版会。

各国の財政調整制度

区分	単一制国家		
	日本	韓国	フランス
国→広域自治体、広域自治体間	<p>*1 [国→道府県] ○垂直的財政調整制度; 国税五税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を財源とし、一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障</p> <p>・普通交付税額=(基準財政需要額-基準財政収入額)=財源不足額</p> <p>・基準財政需要額=単位費用(法定)×測定単位(国調人口等)×補正係数(寒冷補正等)</p> <p>・基準財政収入額=標準的税収入見込額×基準税率(75%)</p>	<p>*3 [国→広域市・道] ○普通交付税 ・地方自治体間の財政力格差緩和のための一般財源として、地方交付税総額(当該年度の内国税総額の19.24%相当)のうち96%相当額が交付される。 ・普通交付税額=財源不足額=(基準財政需要額-基準財政収入額)</p> <p>・基準財政需要額=基礎需要額(項目別測定単位数×単位費用×補正係数)+補正需要額+需要自助努力</p> <p>・基準財政収入額=基礎収入額+補正収入額+収入自助努力</p>	<p>*5, 6 [国→レジオン・デパルトマン] ○經常総合交付金(DGF)、付加価値税補償基金(FCTVA)、及び国からの業務移管に伴い創設された地方分権総合交付金(DGD)が主要な交付金。</p> <p>※2004年および2005年に、複雑になりすぎた交付金制度の整理・統合を進めた結果、DGFが国から地方向けの交付金のうち約6割を占める様に。</p>
	<p>(調査中)</p>	<p>*3, 4 [国→広域市・道] ○特別交付税 ・地域懸案需要:国家的行事、地方公共施設の設置などによる特別な財政需要。 ・災害対策需要:各種災害などにより必要となる地方費負担分。 ○分権交付税 事業性格上継続的に一定の水準の財政需要を必要とするものを対象に交付される ○国庫補助金 日本でいう国庫支出金(国庫負担金、国庫委託金、国庫補助金をまとめたもの)。</p>	<p>(調査中)</p>
国→基礎自治体	<p>*1 [国→市町村] ○垂直的財政調整制度; 国税五税(所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税)の一定割合を財源とし、一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障</p> <p>・普通交付税額=(基準財政需要額-基準財政収入額)=財源不足額</p> <p>・基準財政需要額=単位費用(法定)×測定単位(国調人口等)×補正係数(寒冷補正等)</p> <p>・基準財政収入額=標準的税収入見込額×基準税率(75%)</p>	<p>*3 [国→市・郡] ○普通交付税 ・地方自治体間の財政力格差緩和のための一般財源として、地方交付税総額(当該年度の内国税総額の19.24%相当)のうち96%相当額が交付される。 ・普通交付税額=財源不足額=(基準財政需要額-基準財政収入額)</p> <p>・基準財政需要額=基礎需要額(項目別測定単位数×単位費用×補正係数)+補正需要額+需要自助努力</p> <p>・基準財政収入額=基礎収入額+補正収入額+収入自助努力</p>	<p>*5, 6 [国→コミューン] ○經常総合交付金(DGF)、付加価値税補償基金(FCTVA)、及び国からの業務移管に伴い創設された地方分権総合交付金(DGD)が主要な交付金。 *1 ○特定の地域限定であるが、地方税を用いた水平的財政調整制度がある。</p>
	<p>*2 [国→市町村] ○若干あり 〈例〉国民健康保険への国庫負担;定率国庫負担、調整交付金(国);32,647億円[平成23年度予算ベース] ※他にも、国は介護保険への調整交付金なども負担</p>	<p>*3, 4 [国→市・郡・自治区] ○特別交付税 ・地域懸案需要:国家的行事、地方公共施設の設置などによる特別な財政需要。 ・災害対策需要:各種災害などにより必要となる地方費負担分。 ○分権交付税 事業性格上継続的に一定の水準の財政需要を必要とするものを対象に交付される ○国庫補助金 日本でいう国庫支出金(国庫負担金、国庫委託金、国庫補助金をまとめたもの)。</p>	<p>(調査中)</p>
広域自治体→基礎自治体	<p>*2 [都→区] ○若干あり ※東京都にのみ都区財政調整制度が存在。「基準財政需要額-基準財政収入額=交付額」という交付税に準じた算定により、個々の区への財政調整を行っている</p>	<p>*3 [広域市・道→市・郡] ○財政補てん金 市・郡・自治区で徴収した広域市税・道税の27%(人口50万人以上の市及び区を設置している市は47%)を確保し、人口・徴収実績・財政事情等により、市・郡・自治区へ配布する。 [特別市・広域市→自治区] ○調整交付金 特別市・広域市は市税収入の一定額を確保し、自治区相互間の財源を調整する。</p>	<p>*6 (該当なし)</p> <p>※かつて県単位で職業税を原資とする一般補助金(職業税県平衡基金)が存在していたが、2004年に廃止され、現在は国による一般交付金(DGF)に統合されている。</p>
	<p>*2 [都道府県→市町村] ○若干あり 〈例〉国民健康保険への都道府県調整交付金;5,212億円[平成23年度予算ベース] ※他にも、都道府県は介護保険への調整交付金なども負担</p>	<p>*3 [特別市・広域市・道→市・郡・自治区] ○市・道費補助金 特定の支援対象事業財政需要充当</p>	<p>(調査中)</p>

各国の財政調整制度

区分	単一制国家		
	スウェーデン	オランダ	英国(イングランド例)
国↓広域自治体、広域自治体間	<p>*1 [国 → ランスタング] ○基本的には、国が資本金配分をする垂直的財政調整制度</p> <p>・ただし、全国平均の一人あたり課税所得が基準を超える自治体は中央政府に財源調整納付金を納付</p> <p>○需要調整部分は、完全な水平調整制度</p>	<p>*8 [国 → プロヴィンス] ○一般交付金(プロヴィンス基金): 地理的・社会的指標を基準に、地方自治体間の財政力の格差を是正することを目的として交付される</p>	<p>*1</p> <p>(該当なし) 〈地方団体が一層制〉</p>
	<p>*5 [国 → ランスタング] ○医薬品についての交付金 ・医療を担う県についての制度で、特定補助金として国から交付される。</p> <p>・年齢群別の性別による医薬品の消費量や所得、雇用状況等を考慮したモデルに基づき、国からランスタングへ交付される。</p>	<p>*8 [国 → プロヴィンス] ○特定交付金: 警察・教育・福祉など全国的に統一しなければならない行政事務について交付される特定目的支出の補助金</p>	
国↓基礎自治体	<p>*1 [国 → コミューン] ○基本的には、国が資本金配分をする垂直的財政調整制度</p> <p>・ただし、全国平均の一人あたり課税所得が基準を超える自治体は中央政府に財源調整納付金を納付</p> <p>○需要調整部分は、完全な水平調整制度</p>	<p>*8 [国 → ヘメーンテ] ○一般交付金(ヘメーンテ基金): 地理的・社会的指標を基準に、地方自治体間の財政力の格差を是正することを目的として交付される</p>	<p>*1,9 [国 → (-層制)自治体] ○垂直的財政調整制度 ・地方交付金+ノン・ドメスティック・レイト=需要基準額-財源基準額+中央配分額±フロア保証(2006年度~)</p> <p>・中央配分額は、「需要基準額」(最低限必要とされる経費)と「財源基準額」(最低限期待されるカウンスル・タックスの徴収額)との差額であり、中央政府による自治体へのミニマム保証。フロア保証は、激変緩和のための調整。</p>
	<p>*5 [国 → コミューン] ○特定障害者支援に関する歳出平衡化システム 国レベルでの障害者へのサービスの平均コストから、それぞれのコミュニティのサービス提供に要するコストがどれだけ乖離しているかにより、市町村は賦課金を拠出するか、交付金を受領するかが決定される。</p>	<p>*8 [国 → ヘメーンテ] ○特定交付金: 警察・教育・福祉など全国的に統一しなければならない行政事務について交付される特定目的支出の補助金</p>	<p>*1,9 [国 → (-層制)自治体] ○2006年から特定補助金である学校特定負担金(DSG: Dedicated Schools Grant)中心の財政移転となっている。 ※2005年までは一般補助金である歳入援助交付金(RSG: Revenue Support Grant)中心の財政移転であった。</p>
広域自治体↓基礎自治体	<p>(該当なし)</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>*1</p>
	<p>*7 ※国の歳出の7割が年金等の移転支出であり、その内訳は、半分が年金・児童手当等への支出、3割が地方自治体、1割が企業への補助金である。 それに対し、国が自ら消費しているのは、歳出の約20%である(地方は6割~7割が消費支出)ため、国は、実質的には所得の移転機構になっている。</p>	<p>(該当なし)</p>	<p>(該当なし) 〈地方団体が一層制〉</p>

各国の財政調整制度

区分	連邦制国家			
	ドイツ	アメリカ	カナダ	スイス
連邦↓州、州間	<p>一般的財源保障制度</p> <p>*1 [州 → 州、連邦 → 州] ○売上税の垂直的配分、売上税の水平的配分、州間財政調整、連邦補充交付金の四段階で財政調整</p> <p>・州間財政調整では、課税力測定値が調整額測定値を上回る州が交付金を拠出</p> <p>※連邦は州間の財政調整に主に関与</p>	<p>(該当なし)</p> <p>※かつては、一定の連邦財源を州・市町村に対して、一定の配分公式により交付するGRS(一般歳入分与)という制度があったが、1986年に廃止</p>	<p>*15 [連邦 → 州] ○連邦から州に対する垂直的な財政調整制度あり; 州の歳入に占める割合は三割程度(全州・準州の平均) ・一般交付金; 医療社会福祉交付金、平衡交付金、準州交付金の3種類(いずれも用途が広範であるため、一般交付金に分類されている)</p>	<p>*16 [連邦 → 州] ○連邦から州に対する垂直的な財政調整制度あり; 州の歳入に占める財政移転の割合は二割程度(全体で)と大きい</p> <p>○財政移転は、カントン分与税、連邦補助金、特定目的還付金に区分できる</p>
	<p>個別政策に関する制度</p> <p>*10 ○財政赤字削減の為、連邦と州の予算への収支均衡原則と起債制限規定の導入(2009年7月~)(→主に基本法第109条・115条の改正による)</p> <p>○連邦政府の構造的財政赤字をGDP比で0.35%以内に制限(2011年から移行期間、2016年より適用)。</p>	<p>*13 [連邦 → 州] ○ただし、メディケイド(州政府によって運営されている低所得者層を対象とした健康保険)等には、連邦補助金が交付されている。 ○メディケイドの財源は州と連邦政府が分担。連邦政府補助金のうち、メディケイドは最大の支出項目(2008年で43.6%)。</p>	<p>(調査中)</p>	<p>*16 [連邦 → 州] ○財政移転のうち、連邦補助金、特定目的還付金が目的補助金</p>
連邦↓基礎自治体	<p>一般的財源保障制度</p> <p>*11 [連邦 → 市町村] ○連邦から市町村に対する垂直的な財政移転あり。ただし、財政規模は州に対するほど大きくはない</p>	<p>(該当なし)</p> <p>※かつては、一定の連邦財源を州・市町村に対して、一定の配分公式により交付するGRS(一般歳入分与)という制度があったが、1986年に廃止</p>	<p>*15 [連邦 → 市町村] ○連邦から市町村に対する垂直的な財政移転あり。ただし、財政規模はわずか</p>	<p>*16 [連邦 → 市町村] ○連邦から市町村に対する垂直的な財政移転あり。ただし、財政規模はわずか</p> <p>○276億フランの自治体の歳入全体のうち、連邦政府からの移転額は6千万フランにすぎず、1%にも満たない(1989年)</p>
	<p>個別政策に関する制度</p> <p>*11 [連邦 → 市町村] ○各種特定補助金のほか、失業手当Ⅱ受給者の家賃の一部負担分など</p>	<p>(調査中)</p>	<p>*15 [連邦 → 市町村] ○連邦が地方政府へ直接、用途を特定した補助金を交付する場合はあるが、全地方政府の歳入の0.5%(2000年度)と額は僅少である。</p>	<p>(調査中)</p>
州↓基礎自治体	<p>一般的財源保障制度</p> <p>*1, 12 [州 → 市町村] 〈内容は州によって異なる〉 ○州(および連邦)からの交付金が地方自治体の歳入の約三割を占める。うち、一般交付金が約6割、目的交付金が約4割。 ○(全体の6割が)用途の制限されない一般交付金(基準交付金、家族給付調整、需要交付金等)</p>	<p>*14 [州 → 市町村] ○一部の州にあり 〈例〉ミナソタ州</p>	<p>*15 [州 → 市町村] ○一般交付金という形での調整はわずか</p> <p>○州から地方政府への一般交付金は、全地方政府歳入の1%(2000年度)にすぎない</p>	<p>*16 [州 → 市町村] ○州による財政移転が市町村の歳入に占める割合は17%程度(1989年)と、大きな割合を占めている</p>
	<p>個別政策に関する制度</p> <p>*1 [州 → 市町村] 〈内容は州によって異なる〉 ○(全体の4割が)用途指定のある目的交付金(投資交付金、委託事務負担補償、経常的目的交付金等)</p>	<p>*14 [州 → 市町村] ○一部のサービス分野であり 〈例〉初等・中等教育の分野での財政調整</p>	<p>*15 [州 → 市町村] ○特定補助金が通常</p> <p>○州からの特定補助金が歳入の39%を占めており、州に比して地方政府は自主性が乏しいと言える(2000年)</p>	<p>(調査中)</p>